

新たなミュージアム整備事業に係る通行ルート等に関する登記用図書作成業務委託仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、川崎市市民文化局が発注する「新たなミュージアム整備事業に係る通行ルート等に関する登記用図書作成業務委託」(以下、「本委託」という。)に適用する。

(業務処理の原則)

第2条 本委託は、本仕様書を遵守すると共に、不動産登記法その他の関係法令に基づいて正確かつ迅速に行うものとし、本仕様書等に規定がない事項又は疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、業務処理にあたること。

(目的)

第3条 本委託は、本市で実施した用地測量等の測量成果に基づき、新たなミュージアム整備事業に係る通行ルート等に関する登記用図書(公図写し、土地所在図、地積測量図、不動産調査報告書)を作成するものである。

(履行期間)

第4条 本委託の履行期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

(業務内容)

第5条 本委託の業務内容は、次に示すものとする。

- (1) 調査業務(資料調査、現地調査)
- (2) 登記用図書作成業務(公図写し、土地所在図、地積測量図、不動産調査報告書)
- (3) その他、監督員が必要と認めたもの。

2 条件(その1)

- (1) 目的 本市が実施した測量結果を踏まえた登記用図書(分筆用)を作成する。
- (2) 所在 多摩区長尾2丁目1296番1、1300番、1304番1、1304番2、1304番3、1306番1、1373番2、1403番2、1404番1
- (3) 対象筆 9筆
- (4) 分筆案は、別紙分筆案図のとおりとする。

3 条件(その2)

- (1) 目的 本市が実施した測量結果を踏まえた登記用図書(表題用)を作成する。
- (2) 所在 多摩区長尾2丁目地内
- (3) 対象 3箇所

（留意点）

第6条 本委託は、事前に法務局にて登記相談を実施しており、分筆新点については図上点で登記することについて了解を得ている。ついては、その相談結果を踏まえて、業務を履行すること。（相談番号108）

（業務報告）

第7条 次に示す業務段階において、監督員に報告しなければならない。

- （1）調査業務が完了した段階
- （2）登記用図書作成業務が完了した段階
- （3）その他、監督員が指示した段階

（成果物及び引渡し）

第8条 成果物は、第5条に規定する業務に関する資料及びそれに付随する資料とする。

2 成果物は原則PDF形式のデータにし、CD-R等の電子媒体で納品すること。なお、提出用電子媒体は、必ず最新のウイルス定義を適用したウイルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認するものとする。

3 第5条（2）に規定する成果物については、所定の箇所に押印の上、2部紙で提出すること。

（その他）

第9条 その他の仕様に関しては、川崎市設計業務等共通仕様書（令和6年4月）を適用する。